

共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた 社会教育の推進方策について

令和7年6月27日（金）



文部科学省

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

* 社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、**共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策** 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTAや子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

障害者の生涯学習・社会教育の推進

学校卒業後における障害者の学びの推進について



背景 ・ 経緯

- 平成26年に批准した「障害者権利条約」では、『障害者の生涯学習の機会の確保』が明示的に盛り込まれたが、我が国の状況として、**各地で障害者青年学級や、福祉事業におけるスポーツ活動や文化活動などが行われていたものの、生涯学習・社会教育行政における位置づけは曖昧**であった。
- 特別支援学校高等部の卒業生の9割は、就職又は障害福祉サービスに進み、高等教育機関への進学率は2.1%にとどまる（H28学校基本調査）。他方、**公民館の86%が『障害者の学習活動の支援に関わった経験がない』と回答**している（H30調査）ことから、障害者にとって、特別支援学校卒業後の学びの機会の不足が明らかであった。
- 平成28年に松野文部科学大臣が、特別支援学校高等部に通う生徒の保護者から「卒業後に学びや交流の機会が無くなること**が不安**」との声を聞き、その対応として省内に「特別支援教育総合プロジェクト」がスタートした。
- 平成29年4月に生涯学習政策局に『**障害者学習支援推進室**』が設置され、「障害者の生涯学習」を推進することとなった。有識者会議のまとめにより、**目指すべき方向性**と**取り組むべき施策**が示された。平成31年には学習指導要領にも盛り込まれている。

<目指すべき方向性>

- ◇誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- ◇**障害者の主体的学びの重視**、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

<取り組むべき施策>

- ◇国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担し、**多様な学びの場づくり**を推進
- ◇**教育、福祉、労働等の分野の取組と連携の強化**が重要

1. 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業（R7 予算額 1.24億円）

平成30年度より予算事業として①障害者の生涯学習に関する**実態調査**、②教育や福祉、NPO等の連携を促す**地域コンソーシアムの形成**や多様な障害種や学習形態に対応した**学びのモデル開発**、③**コンファレンス**やイベント等を通じた普及・啓発活動等を実施。

2. 「障害者の生涯学習支援活動」にかかる文部科学大臣表彰

平成29年度より実施。**障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰**。都道府県・指定都市、大学、特支・文化・スポーツ等の関係団体からの推薦により、**例年50件程度**を表彰。事例集を作成しHPに掲載することで普及啓発を推進。

3. 普及・啓発活動

①『**超福祉の学校@SHIBUYA**』を毎年開催し、従来の障害福祉や教育の枠に収まらない多様な取組を紹介。②『**障害者の生涯学習アドバイザー**』を各地域に派遣し地域ネットワークの構築や学びのモデル事業の企画等を支援、③『**共に学び、生きる共生社会コンファレンス**』を全国の各地域で開催し、地域でのネットワーク構築や障害理解の促進を推進。

「障害者の生涯学習の推進方策について

—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」（平成31年3月）

有識者会議最終報告のポイント

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学び**の重視、個性や得意分野を生かした**社会参加の実現**

取り組むべき施策

① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行

- ・特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
- ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用

② 多様な学びの場づくり

- ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジ等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施

③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化

- ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
- ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進

④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備

- ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
- ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
- ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

共に学び、生きる共生社会コンファレンス

趣 旨

— 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現 —

学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的な整備・充実のために、障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス※」を全国各地で実施。**（地域別または特定のテーマを設定して開催）

障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を通じて、障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成**、**教育や福祉、労働など分野を超えた関係者による連携体制の構築**の推進等により、**障害者の学びの場の充実**を目指す。

※コンファレンス（Conference）…会議、協議会関係者間で共有する問題について協議すること

参加者

・行政職員（都道府県や市区町村の教育・福祉・労働等の部局の担当者） ・社会教育主事（社会教育士）
・社会教育施設職員 ・障害者本人や家族 ・特別支援学校等教職員 ・大学関係者（研究者） ・障害者の学習支援実践者（NPO等） ・福祉サービス事業所職員
・社会福祉協議会職員 等

実施内容

【プログラムの例】

・行政による施策の説明 ・有識者による基調講演
・多様な実践事例の発表 ・パネルディスカッション
・テーマ別ワークショップ ・読書バリアフリー展示
・障害者団体によるパフォーマンス ・参加者同士の意見交換など交流機会 ・福祉事業所出展ブース 等

実施主体

■地域コンファレンス：自治体や自治体と連携する機関 ■テーマ別コンファレンス：民間団体等



＜車いすでeスポーツ体験＞



＜障害者アート展示＞



＜当事者による学びの成果発表＞



＜行政説明・基調講演＞



＜読書バリアフリー図書展示＞

コンファレンスの
アーカイブ動画等
(文部科学省HP)



令和7年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」開催予定

■ 地域コンファレンス
○ テーマ別コンファレンス



宮崎県（所在地：宮崎県）

事業名 みやざきの共生社会を目指す生涯学習推進事業

事業の趣旨・目的 事業実施体制・連携先

障がいの有無に関わらず、「誰もが、共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて、以下のことに取り組む。

- ・各地区の今後の取組を協議するための「コンソーシアムの形成」
- ・公民館等の学習プログラムや大学公開講座、取組推進校での「実践研究」
- ・コンファレンスの実施や特別番組の放送等による「普及啓発・情報提供」

【コンソーシアム連携協議会構成員】
大学、専修学校、特別支援学校、PTA、社会福祉協議会、自立支援協議会、企業、当事者団体、家族団体、支援団体、市町村教委、県障がい福祉課

【コンソーシアム連携協議会の特色】
今後の事業展開を見据え、県内を3地区に分けて地区別に協議を実施

事業内容 今年度の取組状況

【コンソーシアム連携協議会の実施】
7月、8月、10月、1月（共生コンファレンス）、2月

【実践研究】

- 公民館や社会教育施設等での生涯学習プログラムの実施
 - ・ 障害当事者が企画に参画し、民間団体等と協働した取組の実施
- 大学の専門性を生かした公開講座の実施
 - ・ 学生と障害当事者が協働し企画した公開講座の実施
- 学校卒業後の生涯学習への意欲向上を図る取組
 - ・ 県内特別支援学校取組推進校における授業や講座体験の実施

【普及啓発】

- 一般県民も対象とした「ひなたのつどい(共生コンファレンス)」の開催
- 民間放送局による特別番組・啓発CMの制作放送などの広報周知・啓発

【読書バリアフリー法に関連する取組】

- 図書館職員や学校職員、読書ボランティアのスキルアップ研修会の実施

7月 ・ 第1回コンソーシアム連携協議会（7.18）

8月 ・ 図書館職員等スキルアップ研修（8.19）
・ 第2回コンソーシアム連携協議会（8.24）

9月 ・ 再委託先（自治体・社会教育施設・大学等）による取組

10月 ・ 特別支援学校研究指定校による取組
・ 第3回コンソーシアム連携協議会（10.30）
・ 市町村関係者等研修会（10.30）

11月 ・ 読書サポータースキルアップ講習会

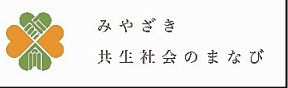
12月 ・ 特別番組と啓発CMの放送（※障害者週間）
・ 図書館職員等スキルアップ研修（12.9）

1月 ・ 「ひなたのつどい」コンファレンスの開催（1.18）

2月 ・ 第4回コンソーシアム連携協議会（2.5）

その他研究の詳細など

宮崎県教育庁生涯学習課HP「みやざき学び応援ネット」



<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>



連携協議会の様子



学生と当事者の企画会議



障害者週間に放送した特別番組

国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組（公民館の事例）

経緯・概要

- 国立市では1980年代より、「しょうがいしゃ青年教室」や喫茶「わいがや」など、**公民館を中心に障害者を包摂した社会教育事業を実施**。“障害者のための活動”ではなく“障害の有無にかかわらず活動”を志向し、障害者の居場所づくりや多様な背景のある若者の社会参加支援の取組を展開。
- 公民館を「**共生の拠点**」として位置付けるとともに、**公民館配置の社会教育主事・社会教育士がコーディネーターとしての役割を果たす**ことで、障害者や外国人等を対象とした事業を幅広く推進。



取組の特徴・新たな展開

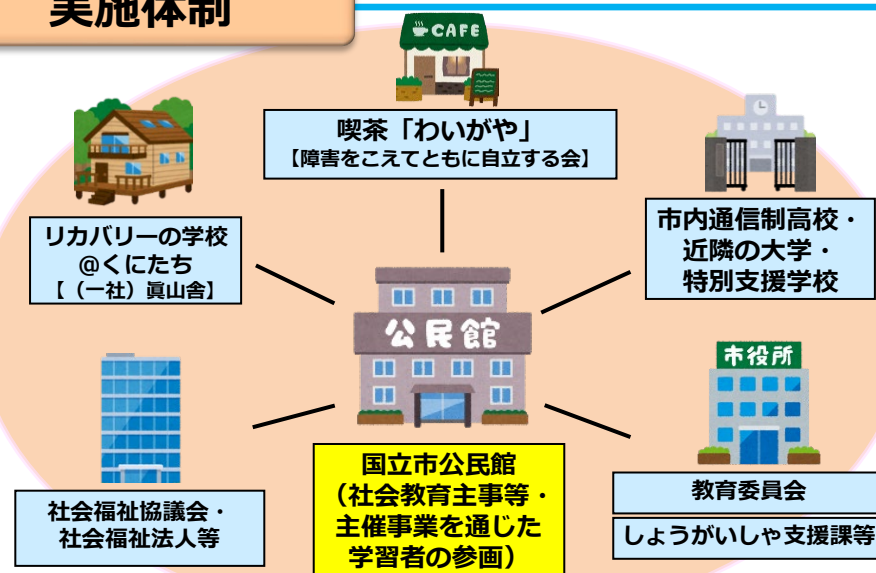
【障害者／健常者が共同して企画・運営する多様なプログラム】

- 公民館における「しょうがいしゃ青年教室」や市民グループ運営の喫茶「わいがや」に、**学生等の若者が参画**して、**知的障害者等とともにレクリエーションや生活の充実を目指した学び**のプログラムを企画・運営。複数の活動を連動させて実施。
(例：「しょうがいしゃ青年教室」の学級生が「わいがや」での喫茶実習に参加する等)

【精神障害等のある方の対話と学びの場の創出】

- これまで主に知的障害者を包摂する事業はあっても、他の障害種の参加機会が十分になかった。これを踏まえ、令和5年度より**精神疾患や発達障害等、生きづらさのある方を包摂する「リカバリー」の学校@くにたち**を開始。主催する眞山舎(さなやまや)と公民館等が連携して「**対話**」をキーワードに学びの場を創出。
(例：連続講座「リカバリー」の学校」やダイバーシティサッカーの活動を展開する等)

実施体制



【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

取組の普及に向けた課題

- 「しょうがいしゃ青年教室」や喫茶「わいがや」等の成果は**活動記録誌『コーヒーハウス』**等を参照。そこでは、**障害者／健常者が共に学ぶ意義**や**出会いの場としての公民館の役割**が確認できる。
- 「リカバリー」の学校@くにたちは学習者のニーズも高く、各地域に類似の活動が拡がりつつあるが、**運営継続に必要な人材・資金**や各地域での**自治体・関係機関とのネットワークの不足が課題**。
- 障害者青年学級等の実績がある地域以外では、障害者の生涯学習の事例増加がさほど見られない。**共生社会に向けた社会教育の可能性**を社会的に発信し、**多様なチャレンジを促進**する必要がある。

↓ダイバーシティサッカーのプログラム風景



包摂の新しい学び創造委員会（所在地：愛媛県新居浜市）

事業名	誰もが学ぶことができる生涯学習プログラム開発事業		
主な連携先	新居浜市・新居浜市教育委員会		
主な対象	すべて		

事業の趣旨・目的

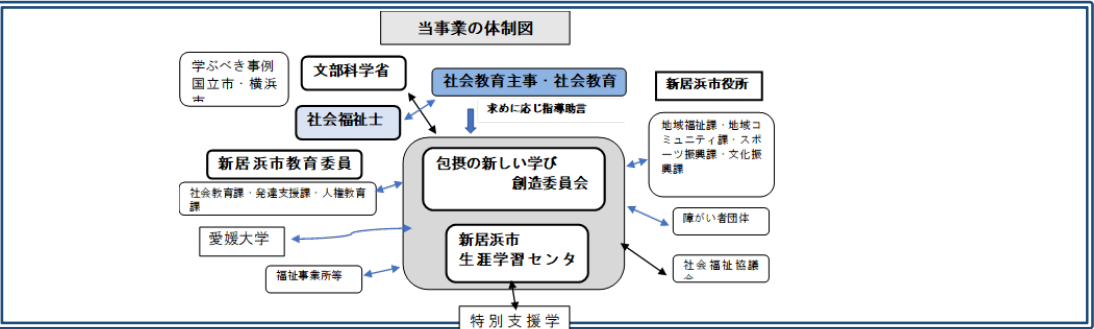
・誰一人排除されない、孤立する人がいない地域社会の実現を目指し、障がいのある方にどのような学びが必要になるのか、また、何を望んでいるのかを掴み、どうすれば希望する学びに接続できるのかについて、多様な関係者と連携して実現する方法を検証する。

学習プログラムの内容

- ・昨年度開設した新居浜市生涯学習大学「しょうがいしゃと一緒に～誰一人とり残されない社会のために～」の講座や、先進地（紀ノ川市ゆめやりたいこと実現センター等）で学んだ障がい者の主体的な取組みを参考にして新しい学習プログラムを開発する。
- ・障がい者と多様な人たちとのつながりをつくるための交流の機会を企画運営する。
- ・障がい者への理解促進と障がい者の主体的な参画を目指した講演会を開催する。最新アプリ等を活用し、学びやすい新しい支援方法について学ぶ機会を設ける。



事業実施体制



今年度の取組状況

- ・障がい者の居場所「対話の場」を生涯学習センター、公民館等で開設する。
- ・障がい者が主体的に取り組む学びのプログラムを開発する。
- ・障がい者と健常者のつながりの場（研修ツアー・イベント）開催
- ・先進地の活動に学び、わがまちの活動に反映させる。

その他研究の詳細など

- ・市内の障がい者の活動実践を情報発信するための展示等に取り組む。（生涯学習センター、公民館、市役所等でロビー展等を開催）
- ・これまでの障がい者が学びに関して取り組んできた体験談等を取りまとめて将来に継承していく。

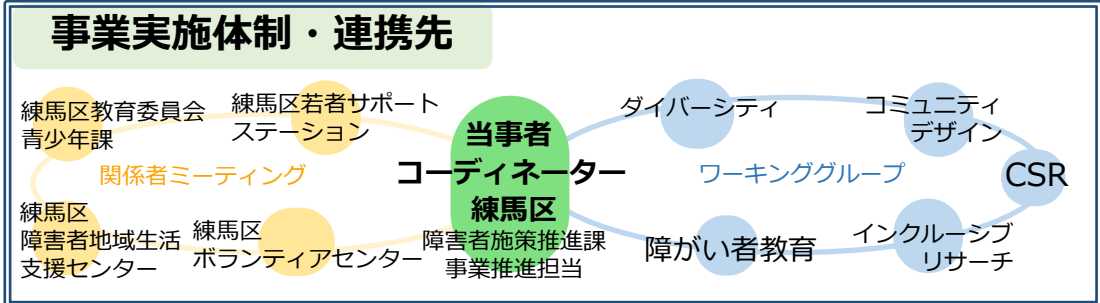
NPO法人 障がい児・者の学びを保障する会 (所在地：東京都練馬区)



事業名 「ゆる大学(仮)」構想と「まなぶのトビラ」を媒体とした学びの場づくり研究室

事業の趣旨・目的

- ・対面でもオンラインでも学び続けることができる「ゆる大学(仮)」の構想！
- ・「まなぶのトビラ」を媒体とした学びの情報提供の在り方を検証！
- ・新しい社会参加の機会創出につながる当事者中心の学びの場づくり！
- ・障がいの有無に関わらず、多様性豊かな人たちとともに当事者たちが投げかける問いを考える双方向性あるコミュニケーション機会の創出！



事業内容

※企画立案・検討・運営・発信など、すべてのプロセスに障がい当事者が参画することを目指します！

〈「ゆる大学(仮)」学習プログラムの開発・実施〉

CLOSED：当事者の主体性を重要視した学びのプログラム
〈くらしのちぐはぐ研究室〉動画コンテンツ制作！

日常の困りごとを話し合って演じてみんなで一緒に解決策を考えよう！

OPEN：地域連携で創出するコミュニケーション機会から学ぶプログラム

〈ユニバーサルスポーツをたのしもう〉を13回実施！
〈みんなのがっこ〉を幼稚園または近隣学校で実施！
〈もりにいこう〉を地域団体と協働で実施！

超大学：フラットな学びの場を創出するプログラム

〈連携協議会の開催〉

重点テーマ
・ウェブサイトの周知方法の検討
・ウェブサイト使い方講座の実施・検証

〈コーディネーター／ボランティア〉

重点テーマ
・障がい当事者のピアサポーターとしての活用・検証

〈成果普及〉

- ・ウェブサイト「まなぶのトビラ」およびYouTubeチャンネルで随時情報発信
- ・障害者フェスティバル2024での成果普及
- ・練馬つながるフェスタ2024での成果普及
- ・区開催の福祉関係の会議での周知 など

大阪公立大学
立教大学
東京都立大学
にて実施

事業終了後の目指す方向性 障がい当事者を学びの場づくりの担い手に！

練馬区内に点在している障がい者の学びの機会の情報を集約したウェブサイト〈まなぶのトビラ〉が本格稼働！掲載できる学びの機会の情報やウェブサイト上でも学べるコンテンツをどんどん増やしていきます！

実施内容を検証・発展させ〈ゆる大学(仮)〉の実現への構想を続けます！

その他

法人ホームページ

くらしのちぐはぐ研究室

やりたいこと部活動

超大学(仮)PR動画

まなぶのトビラ

神戸大学における障害者の生涯学習活動に係る取組(KUPI)

※KUPI報告書等を元に
文部科学省が作成



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

経緯・概要

- 2019年から神戸大学が実施している「**神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム(愛称 KUPI(クピ): Kobe University Program for Inclusion)**」は、知的障害者に大学教育を開くモデル開発事業である。学校教育法に基づく特別の課程として実施され、知的障害者の高等教育プログラムを開発するとともに、通常の学生と知的障害のある学生が**相互に学びあう**場を提供している。



(写真①) 話し合い活動を経て
学内に創作した階段アート。

KUPIでの学習

【KUPIの基本情報】

- 定員は約10名であり、入学選考を毎年夏に行う。多くの知的障害者に受講機会を確保するため、**最大受講期間は4年間**。プログラムは大学後期の期間(10月～1月)で毎週3回、17時～20時に実施。各曜日の授業概要は次の通り。

【①オムニバス形式の専門授業(月曜日)】

- 大学教員がそれぞれの専門の講義をオムニバスで実施。**知的障害学生がゆっくり楽しみながら受講できる**よう工夫して実施。

【②障害共生教育論(火曜日)】

- 神戸大学国際人間科学部の正規課程の授業と合同で、**神戸大学の学生と知的障害学生が協働して学ぶ実践的な授業**を実施。

★活動例：SDGsをテーマにした協働的な創作活動(右下写真)

【③「話し合う! やってみる!」(木曜日)】

- 自分たちの希望などを軸にした話し合い学習。メンター学生がサポート役となり、**知的障害学生が自発的な学びを展開**。

★活動例：大学構内に階段アートを創作(右上写真)

活動の特徴

【多様な学習プログラム内での、探究的な学びの実践】

- 専門授業や創作活動、対話活動などのプログラムでは、**「問い」を立て、探究することが大学教育の本質という考えのもと、探究的な学びが実践**されている。学校教育法に基づく「特別の課程」として実施し、受講者には履修証明書が発行される。

【双方向的な学び】

- KUPIには、言語でのコミュニケーションが難しい人から、おしゃべりを始めると止まらない人まで様々な障害のある学生がいるが、障害種別や程度にこだわらず、参加者の**相互理解を大切にした実践**になっている。KUPIに参加する神戸大学の正規学生(メンター学生・一般学生)や教員らは、知的障害学生の学びをサポートするだけでなく、**知的障害学生の学習意欲や行動・発言などから刺激を受け、得難い学びを得ている**。

★メンター学生の感想「KUPI学生との共同学習の中で、メンター学生・一般学生とKUPI学生の間にあるズレから、自分自身が内面化している価値観に気付き、新しい価値の面白さを楽しむことができた。」

取組の成果・課題

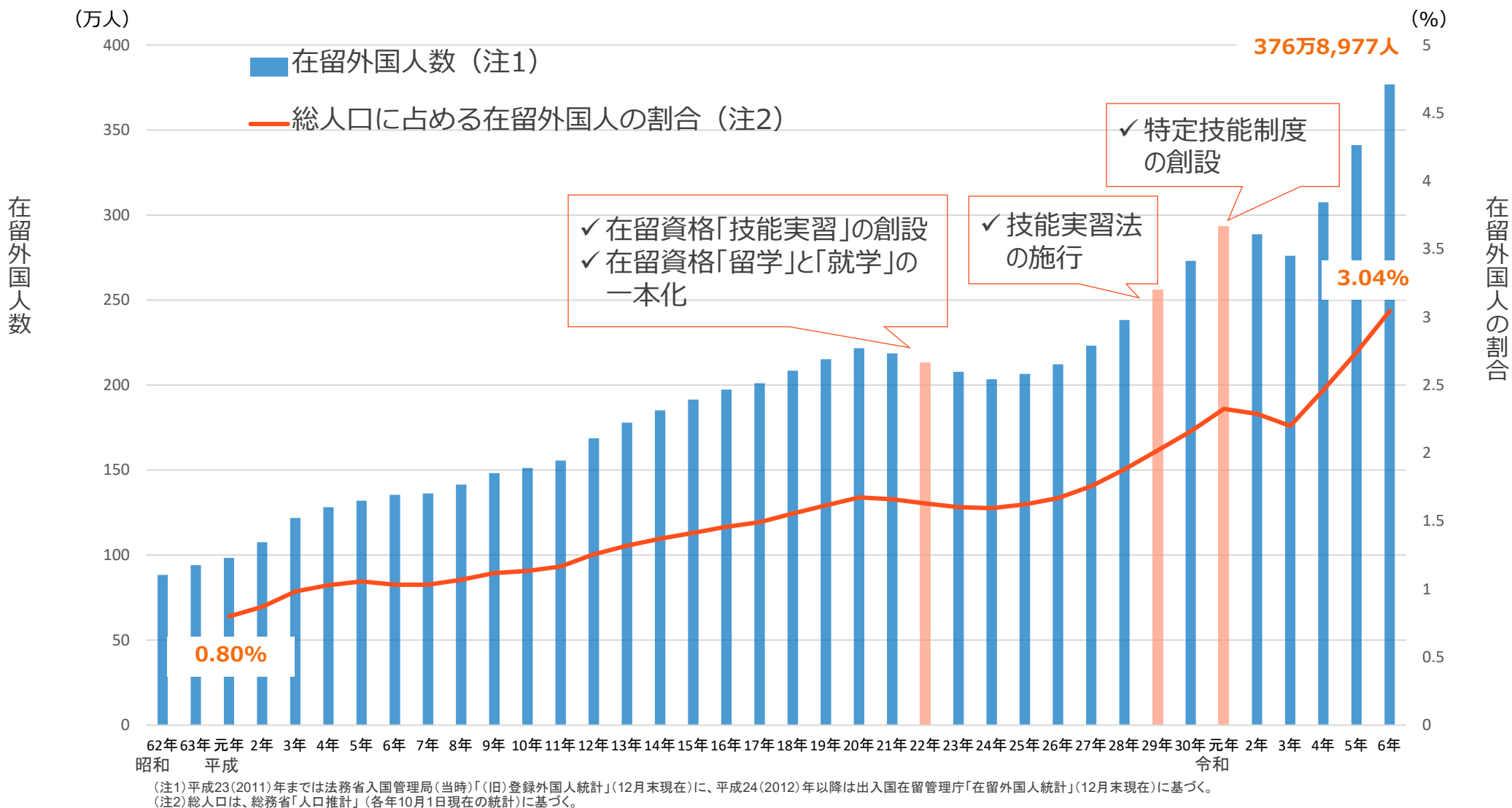
- KUPIは開始から6年目の活動になり、KUPI学生やその家族からのKUPI存続を願う声は、年々大きくなっているが、今後も取組を継続していくにあたっては、**資金や人材面での課題**は大きい。
- また、各地の自治体や学校、さらには国内外の学会における取組の普及・広報活動を通して、KUPIの取組への共感の輪は広がってきている。一方で、6年が経った現在でも、**実際に実践として発展した大学の事例の増加が見られない点**が課題。
→ KUPIの取組の価値を効果的に発信して、全国の自治体や大学へと更に**共感を広げていく**ことが大切。



(写真②) 障害共生教育論における、
創作活動の様子。

外国人の生涯学習・社会教育の推進

在留外国人数の推移

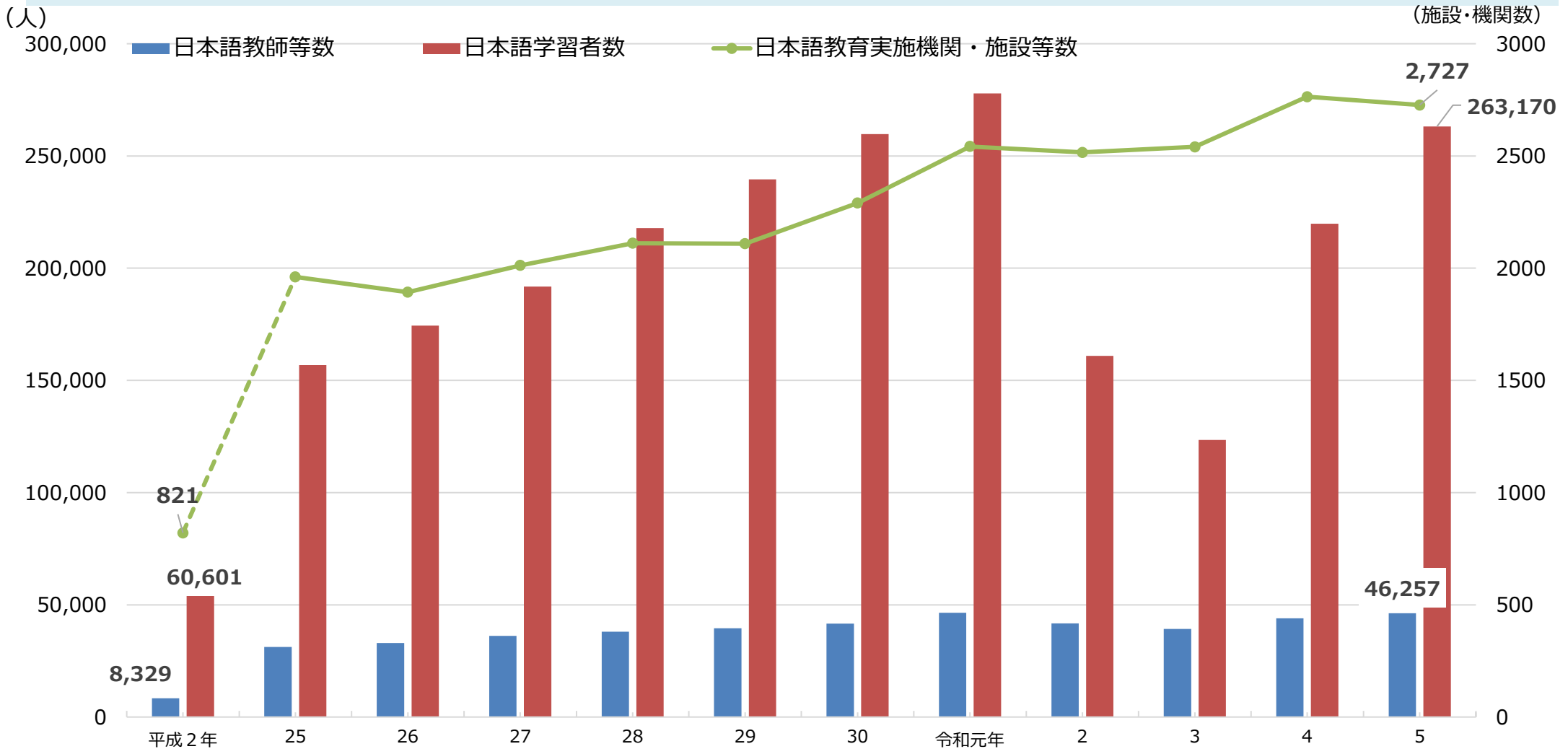


国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師等数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師等数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和5年：26万人)
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和5年：2,727機関)
- ▶日本語教師等数 (平成2年：8,329人 → 令和5年：46,257人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※ 出典：文部科学省*「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在） *令和4年度までは文化庁が公表

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師等数を集計したものではない。

外国人等に対する日本語教育の推進

令和7年度予算額 1,598百万円
(前年度予算額 1,583百万円)
令和6年度補正予算額 456百万円



現状・課題

我が国の在留外国人は令和5年末で約341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者も令和5年で約26万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

550百万円(495百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。

令和7年度には53自治体(全体の8割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

147百万円(148百万円)

日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

18百万円(24百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等)

2 日本語教育の質の向上等

①認定日本語教育機関活用促進事業(新規)

352百万円

認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。

- ・企業等との連携によるカリキュラム開発
- ・教育手法の高度化
- ・教育効果の検証手法の確立
- ・外部資金調達スキーム構築 等

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

229百万円(241百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、

- ・現職日本語教師研修プログラム普及
 - ・日本語教師養成・研修推進拠点整備
 - ・日本語教師の学び直し・復帰促進
- アップデート研修を実施。

③省庁連携日本語教育基盤整備事業等(拡充)

9百万円(6百万円)

- 日本語教育を推進するため、以下を実施。
- ・日本語教育推進関係者会議の開催
- ・日本語教育大会の開催
- ・日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)の運用

④日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円(17百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

条約難民等に対する日本語教育

236百万円(240百万円)

- 条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

⑤資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

354百万円(376百万円)

104百万円(令和6年度補正予算額)

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。

- ・日本語教員試験の実施
- ・日本語教育機関認定法ポータル運用(令和6年度補正予算において、改修等に必要な経費を計上)
- ・現職日本語教師への講習実施(経過措置)

⑥日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)

38百万円(25百万円)

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与
(担当：総合教育政策局日本語教育課)

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

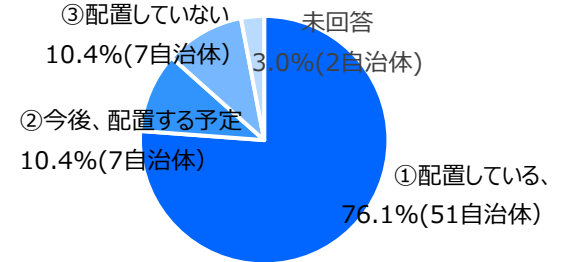
550百万円
495百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。
 - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
 - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。
- ※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 513百万円（前年度 455百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：53件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：

- ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
- ・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上【普通交付税措置】

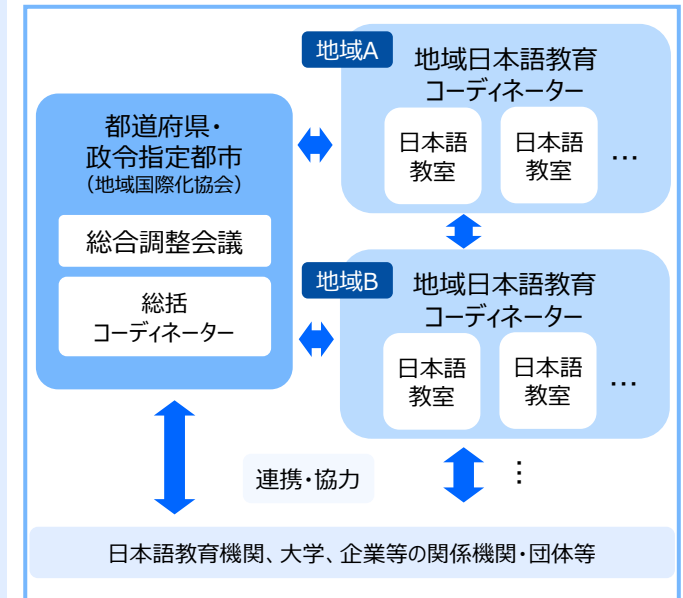
- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村分（間接補助）：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 31百万円（前年度 33百万円）
- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する
地域日本語教育の総合的な体制
づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業による各地
域での日本語教育支援体制の
整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業による日本
語教育の機会提供に係る関係
機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり
推進事業による日本語教育環境の醸成と
外国人との共生社会に対する意識の向上
(担当：総合教育政策局日本語教育課)

社会教育における日本語教育の事例について

事例1: 公民館を活用した地域の日本語教室[岐阜県]

➤ みずなみ にほんごであつまろまい

- 瑞浪市では、同じ地域で暮らす外国人と日本人が交流しながら、生活に必要な「やさしい日本語」やコミュニケーションの取り方などを学ぶための地域日本語教室を公民館で開催。
- 学習者(日本語を学びたい外国人)と日本語パートナー(学習支援ボランティア)を併せて募集し、少人数によるグループ対話型学習を実施。

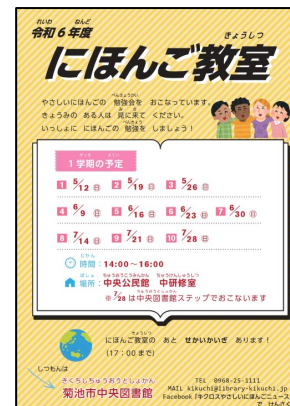
※右記ポスターは令和5年度版



事例2: 図書館が開催する日本語教室[熊本県]

➤ 菊池市立図書館 にほんご教室

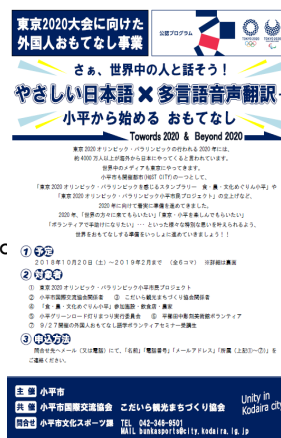
- 菊池市立図書館は、域内の在住外国人の実態を把握した上で、外国人の図書館利用の推進に向け、「多文化サービス」を実施。
- 外国人のニーズに合わせ、「にほんご教室」(大人の部)を開催。
- 地域の公民館、住民、ボランティアと連携した交流型の日本語学習の場として、「にほんごカフェ」を企画(令和5年度)



事例3: 社会教育主事有資格者 萩元 直樹さん[東京都]

➤ 多文化共生×観光まちづくりの講座におけるやさしい日本語の活用

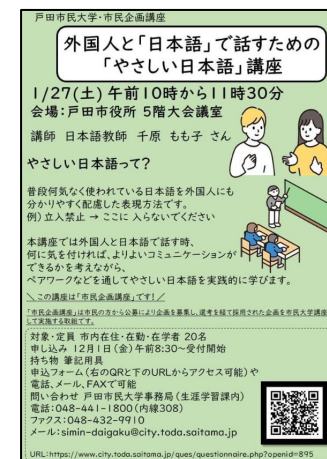
- 地域の方々に積極的に国際交流を行ってもらうことを目的として、多文化共生講座を開催。
- 参加者には、外国人の方が暮らしやすい・訪れやすいまちづくりを考えていただく。
- 講座では、やさしい日本語と無料の多言語音声翻訳アプリの使い方を学びながら、地域の方が実際に留学生をはじめとする外国人の方と交流する機会を設けた。



事例4: 戸田市民大学 市民企画講座[埼玉県]

➤ 外国人と「日本語」で話すための「やさしい日本語」講座

- 戸田市では、市民企画講座を募集し、採用された企画を市民大学講座として実施。
- 令和5年度市民大学講座として、「やさしい日本語」講座を開催。
- 外国人と日本語で話す時の「話し言葉」を「やさしい日本語」にするコツを学び、実践練習を行った。



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

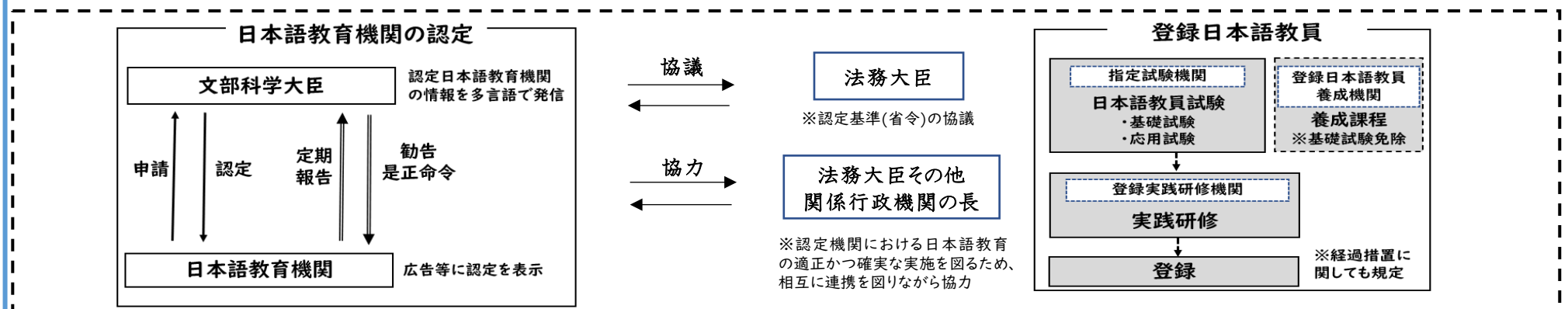
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関について



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。



また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ

※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学する者のみです。

認定日本語教育機関



「留学」分野

「就労」分野

「生活」分野

……教師は全て登録日本語教員

質の担保された日本語教育を提供

日本に生活する外国人等

外国人留学生

進学

大学・専門学校

外国人就労者

就職

雇用

企業

外国人就労者の家族等、その他の外国人生活者等

居住

地域



文部科学省

「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動(「聞く」「読む」「話す(やり取り、発表)」「書く」)や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」
はこちらから >>



■共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

第一の検討事項(社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策)を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、

・社会教育分野における障害者や外国人等の学習機会をどのように充実させるべきか。

現状

- ・障害者や外国人等、社会的に制約のある人に対しても社会教育の提供が十分に確保されることはウェルビーイングの実現の観点からも不可欠。
- ・各自治体(都道府県、指定都市、市区町村。計1,129自治体)の生涯学習・社会教育主管課のうち、「障害者の生涯学習に関する事業」を実施しているのは13.9%(157自治体)、「生活者としての外国人等の生涯学習に関する事業」を実施しているのは9.7%(109自治体)(※)。

※「共生社会の実現を推進する社会教育とボランティアに関する調査研究」(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

課題

- ・障害者や外国人等を対象とした事業を実施するにあたり生じる、職員やボランティアの不足、人材育成や意識、情報が整わないなどの諸課題に対し、実施主体にはどのような対応が求められるか。

・福祉関係者や民間団体等の地域における関係者と、社会教育の連携をどのように図るべきか。

現状

- ・NPO職員や社会福祉士などとして活動しながら、社会教育士の称号を取得するなどし、社会教育の視点や手法を取り入れ活躍する人材は、まだ例は少ないものの、各地域・分野に存在。
- ・自治体が障害者や外国人等を対象とした事業を実施するにあたっては、「市区町村生涯学習・社会教育主管課」や「公民館・公民館類似施設」のほか、障害者対象の場合は「当事者団体」を、外国人対象の場合は「国際交流センター・国際文化センター」を事業の連携先に選ぶ自治体が多い(※)。
- ・一方で、他の主体とは連携していない自治体も一定数存在。

※「共生社会の実現を推進する社会教育とボランティアに関する調査研究」(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

課題

- ・障害者や外国人等を含め、共生社会の実現のため、社会教育が果たす役割とは何か。
- ・福祉関係者や民間団体等の地域における関係者が、当人は社会教育であると認識していないものの、すでに社会教育に通ずる活動を行っているような場合に、どのように社会教育分野との連携強化を図ることが望ましいか。